

【債】図書館電算システム賃貸借及び保守プロポーザル実施要領

1 趣旨

現在、白井市（以下「市」という。）では、市立図書館及び市内各センター図書室をネットワークで結び、市内全域において図書館サービスを提供しているが、市民がより便利に、かつ快適に図書館サービスを利用できるよう、情報技術の発達やセキュリティ面に対応した図書館電算システムの更新を行う必要がある。

これらを踏まえ、図書館電算システム賃貸借及び保守管理業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

2 業務名

【債】図書館電算システム賃貸借及び保守

3 業務場所

白井市復 1 1 4 8－8 白井市立図書館 外

4 事業の概要

（１）業務内容

現行システムからのデータ移行、新システムの導入・設定、機器の設置、既存のネットワーク以外に必要なネットワークの構築、機器及びシステムの運用保守、ホームページの構築、本契約満了後、次期システム更新時の機器の撤去、データ消去及び廃棄手続き等。

なお、業務の詳細、システム及び機器等の仕様については、「【債】図書館電算システム賃貸借及び保守基本仕様書（案）」及び「【債】図書館電算システム賃貸借及び保守システム要求仕様回答書（様式 1 2）」のとおりとする。

また、本契約において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の採択を受けているため、当該交付金に係る必要書類の作成補助も本契約に含まれるものとする。

（２）システム納品場所及び導入場所

施設名	所在地
白井市立図書館	白井市復 1 1 4 8－8
西白井複合センター図書室	白井市清水口 1－2－1
白井駅前センター図書室	白井市堀込 1－2－2
学習等供用施設（富士センター）図書室	白井市富士 2 3 9－2
桜台センター図書室	白井市桜台 2－1 4
公民センター図書室	白井市中 9 8－1 7

※公民センターはハンディターミナルを使用する。

（３）導入期限

令和 8 年 2 月 2 8 日まで

5 履行期間

契約締結の翌日から令和13年2月28日まで

※今後予定されている工事（休館）

令和9年度：桜台センター図書室

令和10・11年度：文化センター（白井市立図書館）

6 提案限度額（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 19,891,891円

令和8年度 24,202,689円

令和9年度 24,202,689円

令和10年度 24,202,689円

令和11年度 24,202,689円

令和12年度 22,185,799円

総額 138,888,446円

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

7 契約保証金

契約金額（長期継続契約の場合は、1年間分の契約金額）の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

（1）金融機関等の保証書

（2）履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 支払特約

前払い金 無

部分払い 有（支払回数合計60回）

9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

（2）白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「リース」、中分類「電算機」に登録していること。

（3）白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。

（4）白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

（5）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

- (6) 本実施要領公表日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 千葉県内又は東京 23 区内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- (9) 業務量規模が本市の人口・蔵書冊数・登録者数と同等規模以上の自治体の公共図書館において、過去 5 か年度（令和 2 年度～令和 6 年度）に図書館電算システムの導入・運用維持管理又は保守実績があり、かつ 1 年以上の貸貸借の契約実績がある者。

（業務量規模）

人口	60,000 人
蔵書冊数	557,000 冊
登録者数	35,000 人

- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）・適合性評価制度の認証（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (11) 複数の事業者が連携して本業務を受注することは可能であるが、連携する事業者のうち代表者は（1）から（7）の要件を満たしていること。その他の連携する事業者については、白井市入札参加者適格者名簿に登録があり、（1）及び（3）から（7）までの要件を満たすこと。また、連携する事業者のうち、（8）から（10）の要件を全て満たしている者がおり、かつ、次の要件を全て満たすこと。
 - ア) 代表となる法人等を選定すること。
 - イ) 連携する事業者が、他の事業者と連携又は単独で応募していないこと。なお、主たる事業者が連携事業者に対して業務の全部を委託することは認めない。

10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ア 【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守プロポーザル実施要領
- イ 【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守プロポーザル様式集
- ウ 【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守プロポーザル評価基準
- エ 【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守基本仕様書（案）
- オ 【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守システム要求仕様回答書（様式 12）

(2) 交付方法

- ・ 白井市ホームページの「入札・契約関連」の「【債】 図書館電算システム貸貸借及び保守公募型プロポーザル」に掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

1 1 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 4 日（金）から	
質問書受付期間	実施要領等の公表日から 令和 7 年 4 月 2 4 日（木） 1 7 時まで	様式 4
回答予定日	令和 7 年 5 月 7 日（水） 1 2 時	白井市ホームページに掲載
参加申込書及び提案書 等提出期限 （第 1 次審査分）	令和 7 年 5 月 1 3 日（火） 1 7 時まで	様式 1 又は様式 1 の 2 様式 5 及び添付書類
参加資格確認結果通知 書及び第 1 次審査結果 通知書送付予定日	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）	様式 6
提案書等提出期間 （第 2 次審査分）	令和 7 年 5 月 2 0 日（火）から 令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 1 7 時まで	様式 7 及び添付書類
プレゼンテーション 実施予定日	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）	
結果通知書送付予定日	令和 7 年 7 月 2 日（水）	様式 8
受注予定者との協議	令和 7 年 7 月中旬まで	
見積書提出（予定）	令和 7 年 7 月中旬まで	
契約締結（予定）	令和 7 年 7 月下旬から 8 月上旬ごろ	

1 2 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和7年4月24日（木）17時までに質問書（様式4）をメール又はFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和7年5月7日（水）12時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

1 3 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

1 4 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

（2）評価基準

別表1－1のとおり

1 5 提案方法

（1）第1次審査

実施体制・実績等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位3者選定する。

（2）提出書類

ア 参加申込書（様式1又は様式1の2）

※複数の事業者が連携する場合は（様式1の2）を利用する

イ 提案書等提出届（第1次審査分）（様式5）

ウ 業務体制票（様式10）

エ 業務実績票（様式11）

オ 業務実績票に記載した契約書の写し（契約案件名、施設名、契約日、発注者名及び受注者名が記載された頁のみで可とする。）

カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）・適合性評価制度の認証（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））又はプライバシーマークの付与認定を受けていることを証する書類の写し

（3）受付期間

令和7年5月13日（火曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

（4）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

(5) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

(6) 提出書類

- ア 提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- イ 提案書
- ウ システム要求仕様回答書（様式12）
- エ 見積書及び見積金額内訳書（様式13・14）

(7) 受付期間

令和7年5月20日（火曜日）から
令和7年6月20日（金曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

(8) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

1.6 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）のみを送付する。

(2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書（様式8）により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

1.7 結果の公表

(1) 受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。

(2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

1.8 契約の締結

(1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。

(2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。
なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

(3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。
ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りでは

ない。

19 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
 - ・【債】図書館電算システム賃貸借及び保守システム要求仕様回答書(様式12)における要求度S(必須)の項目に対応不可が1つでもある場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は提出された提案書類について、受注予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (9) 本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

20 提出及び問い合わせ先

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1148-8

白井市立図書館(白井市文化センター内) 担当: 高嶋・佐竹

電話 047-492-1122

FAX 047-492-8030

メール tosyokan@city.shiroi.chiba.jp

別表 1－1 評価基準等

第 1 次審査 提出書類

- (1) 参加申込書（様式 1）
- (2) 提案書等提出届（第 1 次審査分）（様式 5）
- (3) 業務体制票（様式 10）
- (4) 業務実績票（様式 11）
- (5) 業務実績票に記載した契約書の写し（契約案件名、施設名、契約日、発注者名及び受注者名が記載された頁のみで可とする。）
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））又はプライバシーマークの付与認定を受けていることを証する書類の写し

評価項目	評価の視点	配点
会社概要	事業者の有資格状況	20
業務実績	同等以上の業務量規模で導入・運用の実績及びシステムからの移行実績及び件数	30

※資格とは、ISMS・JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)・プライバシーマークのことを指す。

同等以上の業務量規模とは、人口：60,000 人、蔵書冊数：557,000 冊、登録者数：35,000 人以上を指す。

業務実績は、公共図書館においての実績のみとする。

第 2 次審査 提出書類

- (1) 提案書等提出届（第 2 次審査分）（様式 7）
- (2) 提案書（A 4 任意様式）※下記作成方法参照
- (3) 【債】図書館電算システム賃貸借及び保守システム要求仕様回答書（様式 12）
- (4) 見積書及び内訳書（様式 13・14）

評価項目	評価の視点	配点
業務に対する考え方	業務の趣旨を十分理解しているか。また、与条件に沿った提案をしているか。	10×5
提案するシステムの概要と特徴	本市が求める仕様に沿った具体的な内容が提案されているか。また、図書館サービスの向上につながり、業務体制と運用コストを考慮した提案となっているか。	10×5
業務の内容	全般 ・システム構築から運用までの計画等について具体的に示されているか。 ・システム導入に伴う影響（休館等）について、最低限となるよう配慮されているか。	10×5

	データ移行	データ移行作業の内容が要件を満たし、移行方法、移行作業のスケジュールが具体的に示されているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。	10×5
	ホームページ	・OPAC の機能を最大限に生かし、どの年代の利用者でも必要とする情報に簡単にたどり着くことができるサイト構造・デザインとなっているか。 ・JIS X 8341-3 の最新版に対応しているか。 ・担当職員が容易にコンテンツ作成・更新・管理ができるようになっているか。	10×5
	運用・保守体制	・システム運用・維持管理における基本的な考え方（基本方針、重視すべきポイント等）が示されているか。 ・日常的に安定的かつ効率的なシステム稼働が行えるような体制が整っているか。	20×5
	研修体制	図書館職員、会計年度任用職員及びセンター図書室担当者といった、それぞれの属性や事象を考慮した研修方法となっているか。	5×5
セキュリティ対策		・図書館システムのセキュリティ対策全般に対する基本的な考え方と具体的な提案がされているか。また、その優位性が示されているか。 ・図書館システムのネットワーク構成は適切か。	20×5
独自提案等		仕様書（案）に定めるもの以外に、本市にとって有益な提案等があるか。	10×5
プレゼンテーションについて		資料が分かりやすく、プレゼンテーションでの説明や質問に対する回答が論理的であるか。	5×5
要求仕様回答		要求する仕様に対する可能数 要求度 S（必須）の項目に対応できない者は失格とする	200
見積額		適切な範囲内での見積額であるか	200

第1次審査 50点

第2次審査 550点（110点×5名）＋400点（仕様・見積）

合計（満点） 1000点

別表 1－2 提案書類作成方法

提案書作成にあたっては、以下の点に留意して作成すること。

- (1) 作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- (2) 提案書は代表者印を押印した正本 1 部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本 9 部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙は A 4 で図表等は必要に応じて A 3 を A 4 に折り込んで用い、評価基準の項目順に提案を記載すること。
- (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。
- (5) 以下の項目について、特に提案書に記載し、プレゼンテーションを実施すること。
 - ・クラウド化について
 - ・マイナンバーカードとの連携について
 - ・UX（ユーザーエクスペリエンス）及び変更容易性に配慮したホームページの構築について
 - ・システムの拡張性について
 - ・利用者サービス向上及び読書推進に資するサービスについて